

調布市立染地小学校 PTA 規約

保存版（6年間）

PTAについて

規約・細則

PTAについて

規約を理解していただくために

はじめに 昭和43年6月に染地小学校PTAが発足しました。昭和48年度には会員有志による規約勉強会が開かれ、49年度になって定期総会の決定にしたい、全会員の中から規約改正委員会（保護者（以下P）14名 教員（以下T）1名）が組織され、規約全般にわたる検討が行われました。同委員会によってつくられた素案はさらに運営委員会で審議手直しされ、昭和50年2月1日の臨時総会で新規約として認められるに至りました。

この7年間に教育をめぐる社会情勢は変化し、親や先生の教育に対する考え方やPTAに求めるものも転換を余儀なくされたといえるでしょう。発足当時にはPTAは教養、親睦のための団体としての性格が強かったのですが、その後PTAを通して教育について学習し、子どものしあわせのために発言していこうという希望が強く出されました。

このような事情を背景としての規約改正は、①PTAの目的・活動・方針についての検討、②組織の合理化、③会員の個人加入、を中心に行われました。その結果、組織は後に示すように変わりましたが、その他の点では大きな変更はなく、むしろ、それまで行われていた活動を規約の中で明確にし、運営や活動をしやすくすることに重点を置きました。

そこで、PTAの目的・活動等をより深く理解していただくために規約についての説明を試みたいと思います。

規約は13章30条から成り、目的、活動、方針（第1～3章）、会員・組織（第4、5章）、総会、役員、企画・運営・学級委員会、広報委員会、校外委員会（第6～11章）、会計（第11章）、サークル（第12章）の順に配列され、最後に、必要な細則が列記されています。

PTAの目的・活動・方針 PTAの目的は「児童の幸福な成長と会員相互の向上、親睦」でしたが、現規約では「児童の幸福な成長」が大きな目的として掲げられています。またPTA活動を進めるにあたっての判断の基準として「教育基本法（巻末に掲載）の精神に従う」ことが明記されています（第2条）。教育基本法には教育の目的・方針などが明確に記されており、私たちが子どもの教育について考えるとき、その原点として求めるべきものであると考えられるからです。

PTAの具体的な活動として、①教育に対する理解を深めるための学習、②教育環境の整備、③子どもの校外生活指導、の三つが、現在のところ考えられています。これらの仕事をだれがどのように分担して行うかは第3、22、23条に記されています。

PTAの方針として、独立した組織として自主的に運営され、学級と地区に基礎おくことが明記され、すべて組織がこれらの学級と地区の活動に協力していけるように規約の中で配慮されています（第4、19、22、23条）。実際に活動をするのがそれぞれの学級や地区であり、それらの活動を支えるために運営委員会も学級委員会、校外委員会、広報委員会も協力し合うものであって、決して役員や委員だけがPTA活動をするのではないことをみなさまに理解していただきたいと思います。

会員・入会 会員になるためには入会申込書を提出します。意思表示もしないままに、いつのまにか会員になっていたということがないようにとの配慮からです。このPTAを全員加入の会とするか、任意加入の会とするかについては多くの会員の意見をきき、十分に検討した結果、全員加入の方が

①学級や地区の活動を行いやすいこと、②行政機関への働きかけに効率を上げること、③学校との連絡に好都合であること、④活動に参加してはじめて会の意義が理解できるという場合が多いこと、⑤子どもにより教育を受けさせたいという、誰もが一致できる点を大切にして偏らない活動を進めていけること、などの点で望ましいと考えられました。これらの理由を参考にして、規約を十分に検討の上、会の趣旨を理解されて、入学、転入、着任と同時に入会されることを希望します。

また、従来は世帯単位で加入していましたが、新規約では保護者が個人として加入することになりました。世帯の枠で束縛されず、明確な意志をもった個人が自由に活動に参加できるようにとの考えからです。一世帯で一人が入会される場合には、できるだけ活動に参加しやすい人が入会してください。会員が出席できない場合には、家族が代理として出席することができます（細則）。

会員の平等の権利と義務 PTAは、会の趣旨に賛同した会員による自発的な集まりである以上、会の運営はすべての会員が責任をもって公平に分担し、その活動資金も平等に負担しなければならないのは当然のことです。第4章第6条に、「会員は、すべて平等の権利と義務をもつものとする」とあります。平等の権利を具体的に説明したのが第8条の「会員はすべての会議に出席して意見をのべることができる」、第26条の「会員は会計帳簿および備品目録を閲覧することができる」の2項目です。

つまり、会員には会の運営、活動、会計のすべての面にわたって知る権利が保障されています。会議における発言権に関しては「行動の伴わない発言は無責任である」との意見もありますが、発言することが活動に参加することでもあり、また、PTAの目的にそった発言はできるだけ受け入れる姿勢がとられるべきだと考えられます。

会員の平等の義務とは、会費の納入のことを意味しています。「役員や委員を引き受けることも平等の義務と考えるべきだ」という意見もありますが、画一的で形式的な考え方をとるよりも、会の活動に見合った組織の中で、それぞれの立場にある会員が積極的な参加をしていくことが期待されています。

組織 これまでの活動の反省から、会員ができるだけ多く運営に参加し、活動しやすいよう組織を合理化することが考えられました。

①企画委員会は、役員と3人の学級委員長、校外委員長、広報委員長によってPTAの運営について話し合う委員会です。そして、企画委員会は会の運営について話し合い（協議）をし、また運営委員会のための準備を行うもので、何かを決めたりすること（協議や決定）はありません。（第8章）。

②すでに述べたように、学級と地区の活動を重視し、できるだけ多くの会員の声を直接、会の運営、活動に反映できるようにしたいという考えによるものです。したがって、会員の総意を反映するという機能を十分に果たせるように運営委員会が総会につく議決機関であり、最高の執行機関であることが明記されています（第19条）。

③3つの学級委員会、校外委員会、広報委員会は、それぞれ、年度の方針に協力しつつ自主的に活動を行うものです（第10章）。活動はそれらの会員の声をもとに運営委員会が企画し、その都度、運営委員による実行委員会を組織して実現していくこととなります（第19条 6）。

年度はじめに計画された行事、及びそれ以外の活動のために実行委員会制を設けることができます。

④基礎集団として学級会員と地区会員（校外委員会）があります。学級会員の活動については第23条に記されていますが、学級の会員ひとりひとりの協力がなければ適切な学級会員活動を進めることができません。また、PTAでは先生と親は決して対立する相手としてではなく、協力し合う相手として互いの立場を尊重し合いながら、子どもによい教育を求めての話し合いのほか、学級の創意による活動が進められることが期待されています。地区会員は、子ども会活動の援助のほかに学級や学年の枠をこえた縦のつながりの中で、教育の諸問題や地域の問題を考慮してゆくために設けられています。

⑤年度の活動方針にそって特別委員会を設けることができます（第19条 6）。この委員会は、たとえば平成11年度の「小規模校問題に関する特別委員会」のように、運営委員会で承認された活動方針を実現するために年間を通じて活動し、委員長は学級委員長、校外委員長、広報委員長と同じく企画委員会のメンバーとなります（第18条）。委員は全会員の中からあるいは学級ごとに、ときには地区からなど、特別委員会の性格によって異なる選出母体を取り、選出方法とともに活動方針案作成の段階で運営委員会において決定されることになりました。

⑥会員の活動の場として、サークル活動があります。サークルは届け出ることが義務づけられていますが、自主的に運営され、会の目的、活動にそって積極的なサークル活動が妨げられるよう、必要に応じて運営委員会で連絡を取り合うことになっています。

おわりに 専門家的資質を持ち合わせなくてはついていられないといったPTA、会議のためのPTA、レクリエーションのPTAとならないように留意しながら、子どもたちによい教育、よい環境を保障することを旨として、PTAを、保護者と教職員が素朴で率直な発想や意見、疑問を出し合う場にするところから活動をはじめてゆくことができればと思います。

規約は総会で承認されたものですが、不都合な点には改良を加え、よりよい形をつくり出してゆくことも必要です。規約に拘束されて活動が阻害されることなく、変動する社会情勢の中で、社会教育団体としてPTAの進むべき方向を、会員自身で見つけ出すことを常に考えながら歩んでいきたいと思えます。

調布市立染地小学校 PTA 規約

＜第1章 名称および事務所＞

第1条 この会は調布市立染地小学校 PTA といい、事務所を染地小学校内に置く。

＜第2章 目的および活動＞

第2条 社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的をとげるためつぎの活動をする。

1. 教育に対する理解を深めるため学習する。
2. 学校と地域の教育的環境をよりよくする。
3. 校外における児童の活動を助成する。
4. 公教育費をとるよりも充実することにつとめる。
5. 会員相互の親睦と教養の向上をはかる。
6. その他、前条の目的達成のため必要と認めたことを行う

＜第3章 方針＞

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として、つぎの方針に従って活動する。

1. この会は自主独立を旨とする。特定の政党や宗教にかたよることなく、他のいかなる団体の支配・統制・干渉をも受けない。
2. 学級と地区に基礎を置き、会員の意志を活動と運営に反映させる。
3. 目的達成のために必要に応じて学校、行政当局および他の関係機関に働きかける。
4. 目的達成のため、他の団体・機関と協力する。
5. この会または、この会の役員の名で公私の選挙活動を行わない。

＜第4章 会員＞

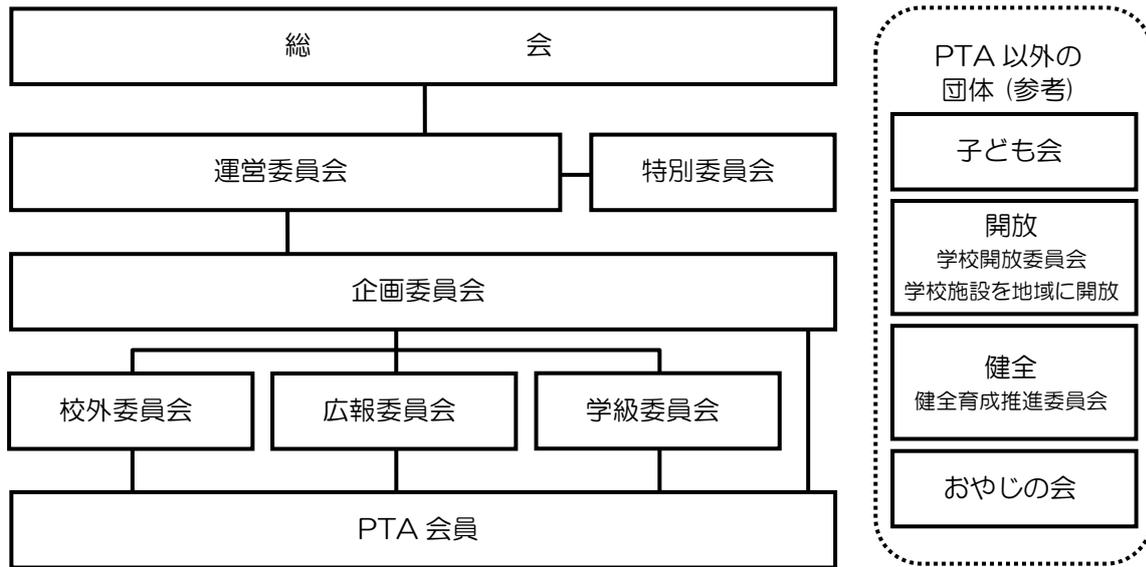
第5条 会員は、染地小学校児童の保護者および教職員とする。

第6条 会員は、すべて平等の権利と義務をもつものとする。

第7条 この会の会員は会費を納めるものとし、会費は一世帯につき月額200円とする。

<第5章 組織>

第8条 この会の組織を次図のとおりとする。



会員はすべての会議に出席して意見をのべることができる。

<第6章 総会>

第9条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第10条 総会は定期総会および臨時総会とする。

定期総会は年度更新後すみやかに開催する。

臨時総会は運営委員会が必要と認めたととき、または、5分の1以上の会員の要求のあったときに開催される。

第11条 総会は出席者数および委任状をあわせて会員数（会費納入世帯数）の3分の1以上に達したときに成立する。

議決は出席者と委任状をあわせての過半数の同意による。

ただし、規約改正については、総会出席者と委任状をあわせての3分の2以上の同意を要する。

第12条 総会ではつぎのを行う。

1. 事業報告と決算報告の承認
2. 年度の活動方針案、事業計画案および予算案の審議決定
3. 役員、学級委員長、校外委員長、広報委員長および監査の承認
4. 規約の審議決定
5. その他重要事項に関する審議決定

第13条 総会の日時、場所、議題、議案等は、総会の5日前までに会員に知らせなければならない。

<第7章 役員および監査>

第14条 この会に次の役員と監査を置く。

- (役員) 会 長 1名 (P)
副会長 3名以上 (P2以上 T1)
書 記 3名以上 (P2以上 T1)
会 計 3名以上 (P2以上 T1)
- (監査) 監 査 1名以上 (P)

第15条 役員および監査の任務

- (役員) 会 長 1. この会を代表し、会務を総括する。
2. 総会、企画委員会、運営委員会を招集し、主催する。
3. この会の財産を管理する。
- 副会長 1. 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 書 記 1. 総会、企画委員会、運営委員会の開催準備、議案の作成、議事の記録を行う。
2. この会の活動に関する重要事項の記録と報告書の作成をする。
3. 運営委員会の経過を会員に報告する。
4. 関係書類を保管する。
5. 総会において事業報告を行う。
6. 対外的な事務を処理する。
7. その他、必要と認められた事項を行う。
- 会 計 1. 総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
2. 総会において監査を経た決算報告をする。
- (監査) 監 査 1. この会の会計および活動を監査する。
年2回の定期監査の他、必要に応じて随時監査を行う。
2. 総会（必要に応じて運営委員会）において監査の結果を報告する。

第16条 役員および監査の選出

1. 役員を選出するために選挙管理事務局を置く。
2. 選挙管理事務局は細則に従って役員を選出を行う。
3. 監査は前年度の企画委員の中から1名ないし2名選出する。
4. 役員および監査は総会の承認を得て決定され、直ちに就任する。
5. 学級委員長、校外委員長、広報委員長は細則に従って選出する。

第17条 役員および監査の任期

役員および監査の任期は1年とし、会計および監査の再任は1回限りとする。ただし、T役員に限ってはこの限りではない。また役職の兼任は認めない。

<第8章 企画委員会>

第18条 構成と任務

(構成)

役員、学級委員長、校外委員長、広報委員長および特別委員会委員長、校長、副校長

(任務)

1. この会の運営全般に関する協議
2. 運営委員会に提出する案件の作成
3. 予算案原案の作成
4. 企画委員会は必要に応じて月1回、運営委員会の開催前に開くものとする。
5. ただし、上記任務の状況に応じて、運営委員会と合同で開催できるものとする。

その判断および決定は、会長および副会長の協議によるものとする。

<第9章 運営委員会>

第19条 総会につく議決機関でこの会の最高執行機関である。

(構成)

企画委員、学級委員会委員、および若干名の教員（ただし、人数については学校に一任する）

(任務)

1. 総会、運営委員会で決議した事項の執行
2. 企画委員会から提出された案件の審議
3. 学級、校外、広報委員会から提出された問題の審議
4. 総会に提出する議案、報告書および年度の活動方針の検討および作成
5. 学校との連絡、その他必要と認めた事項の連絡、調整、審議
6. 必要に応じ特別委員会の設置
7. 規約細則の制定、改廃
8. その他必要と認めた事項

第20条 運営委員会は必要に応じて月1回、開くものとする。

その他、会長が必要と認めたとき開催する。

第21条 運営委員会は委員数の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は多数決による。

<第10章 学級委員会、校外委員会、広報委員会>

第22条 この会に学級委員会、校外委員会、広報委員会を置く。

(構成)

学級委員会 - 各学級より選出された学級委員会委員と若干名の教員

校外委員会 - 各学級又は全学年より選出された校外委員会委員と若干名の教員

広報委員会 - 各学級又は全学年より選出された広報委員会委員と若干名の教員

(任務)

学級委員会

1. 必要に応じて集会を開き、学級会員から出された問題を話し合い、学級間の連絡、調整を行い、必要と認められた事項を運営委員会に提案する。
2. 年度の活動方針の実現に協力し、学級会員の活動に必要な調査、研究、準備を行うほか、会の目的達成のために自主的な活動を行う。

校外委員会

1. 必要に応じての集会を開き、地域から出された問題を話し合い、地区会域間の連絡、調整を行い、必要と認められた事項を運営委員会に提案する。
2. 年度の活動方針の実現に協力し、地域の活動に必要な調査、研究、準備を行うほか、会の目的達成のために自主的な活動を行う。
3. 児童の校外活動の安全と補導につとめる。
4. 子ども会活動の助成につとめる。
5. 地域の関係団体と協力し合う。

広報委員会

1. 会の目的達成のために自主的に広報紙の発行、その他、広報活動を行う。
2. 広報紙の発行を通して、年度の活動方針の実現に協力する。
3. 委員長は委員の協力を得て、広報紙編集の責任者をつとめる。

<第11章 会計>

- 第23条 活動に要する経費は会費およびその他の収入によって支弁される。
- 第24条 会費は総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第25条 決算は監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第26条 会員は会計帳簿および備品目録を閲覧することができる。
- 第27条 会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

<第12章 サークル>

- 第28条 この会の活動の一環としてサークルをつくることができる。
サークルについて必要な事項は細則に定める。

<第13章 付則>

- 第29条 この規約は平成30年4月23日より実施する。
- 第30条 この規約を改正する場合は総会の議決を要する。

細 則

(会員)

1. 会員は入会申込書を提出し、その月から会費を納めるものとする。
2. 会員に事故あるときは、代理人を出席させることができる。ただし、代理人は家族に限る。

(選挙管理事務局)

- 選挙管理事務局は、企画委員会の中に置き、互選により代表1名を定める。
- 選挙管理事務局の任務は、役員選出に関する作業、立候補者の受付、候補者の役割分担の内定などとする。
- 選挙管理事務局は、全会員（教職員を除く）の中より役員立候補者の推薦をもとめる。
- 選挙管理事務局は全会員の就任をまって解散する。
- 教職員より選出される役員は、教職員の互選によるものとする。

(役員選出方法)

- 役員は全学年（6年生と新1年生を除く）から選出する。
- 会長の立候補は5名以上の推薦者を必要とする。

(役員)

役員に欠員が生じた場合、その補充等については運営委員会で審議決定する。

(運営委員会)

運営委員（役員を除く）に事故あるときは、できるだけ代理を出席させる。

(学級委員会、校外委員会、広報委員会)

1. 委員長1名を選出する。必要に応じて副委員長・書記・会計を選出する。
2. 委員長は総会で年度活動方針を発表する。
3. 年度末に一年間の活動報告を書記に提出する。
4. 委員会予算案（年度初め）、決算（年度末）を会計に提出する。
5. 委員に事故あるときは、できるだけ代理を出席させる。
6. 委員に欠員が生じた場合の補充については、その委員会で審議、決定する。
7. 委員長に欠員が生じた場合の補充等については、その委員会で審議決定し、運営委員会で承認する。

(特別委員会)

活動方針達成のために必要と認められたとき設置される。委員の構成、選出方法等は委員会の性格に応じて運営委員会で決定する。

(会計)

学級委員は会計から連絡があったとき、学級の会費集金の事務を行う。

(サークル)

- サークルは、PTA 会員を2名以上必要とし、定期的に活動すること。
- サークルは、年度初めに活動計画書と代表者名簿・会員名簿を、年度末に今年度活動報告を提出すること。
- サークルの新設は、運営委員に届け出て、随時運営委員会で決定する。

- サークル活動の運営は会員同好者による自主運営する。ただし、経費については、運営委員会で審議する。年度途中での新設サークルの経費についても、運営委員会で審議する。

(細則)

この細則は平成 14 年 5 月 1 日より実施する。

この細則の制定、改廃は運営委員会が行い、その結果を次期総会に報告する。

(特例に関する細則)

規約に反する事項が生じた場合、運営委員会全員の賛成をもって 1 年以内の特例を認める。(委任状を含む。)

(慶弔)

第 1 条 この細則は染地小学校 PTA 会員および教職員の慶弔についての定めである。

第 2 条 慶弔金は下表のとおりとする。

	父 母	教職員	児 童
結婚・出産		5,000円	
死亡・本人	5,000円	5,000円	5,000円
転退職		2,000円	

第 3 条 とくに必要のある場合は企画委員会で協議する。

第 4 条 この細則は平成 2 年 5 月 1 2 日より実施する。

規約改定記録

昭和 50 年 2 月 1 日	臨時総会で改定、同 4 月 1 日実施
平成 2 年 5 月 1 2 日	定期総会で改定、実施
平成 4 年 1 2 月 5 日	臨時総会で規約本文改定、実施
平成 4 年 1 2 月 2 1 日	運営委員会で規約細則改定、実施
平成 6 年 4 月 2 3 日	定期総会で改定、実施
平成 7 年 1 2 月 1 5 日	運営委員会で規約細則改定、実施
平成 8 年 3 月 1 4 日	運営委員会で規約細則改定、実施
平成 8 年 1 2 月 1 3 日	運営委員会で規約細則改定、実施
平成 9 年 1 月 1 0 日	運営委員会で規約細則改定、実施
平成 9 年 2 月 2 1 日	運営委員会で規約細則改定、実施
平成 10 年 3 月 1 2 日	運営委員会で規約細則改定、実施
平成 13 年 1 月 1 7 日	運営委員会で規約細則改定、実施
平成 14 年 5 月 1 日	定期総会で規約本文及び細則改定、実施
平成 29 年 1 1 月 1 8 日	臨時総会で規約本文改定、実施
平成 30 年 4 月 2 3 日	定期総会で規約本文及び細則改定 実施
令和 3 年 2 月 1 0 日	運営委員会で規約細則改定、実施
令和 4 年 2 月 2 日	運営委員会で規約細則改定、実施
令和 6 年 4 月 2 5 日	定期総会で改定、実施

